

健高施第 4716 号
令和 6 年 1 月 12 日

開設法人 代表者 様
関係施設・事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局
高齢施設課長 松村 健也
介護事業指導課長 平尾 光伸

高齢者施設等における高齢者虐待防止体制の整備及び行政への報告の徹底について（通知）

日頃から横浜市の高齢者福祉事業の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）を踏まえ高齢者の人権擁護及び虐待防止に取り組んでいただくようお願いしているところですが、養介護施設従事者による虐待の相談・通報件数、認定件数は全国的に増加しており、本市においても養介護施設従事者等による身体的虐待、乱暴な言葉かけによる心理的虐待等の相談が寄せられております。

【他都市の事例】

- ・施設に勤務する職員が、入居者の体をつねるなどの行為により逮捕された。
- ・1 年以上に渡り複数の職員による入居者への虐待行為が確認された事業所に対し、新規入居者受入停止（6 か月）の処分が下された。

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い行為であるとともに、本市における高齢者施設や介護事業所等のサービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものです。

つきましては、高齢者施設等における高齢者虐待防止に向けた取組について、特に重要と考えられる点を次のとおりまとめましたので、御確認の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 行政への報告

高齢者虐待防止法においては、養介護施設従事者等について、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかに本市へ通報しなければならないとされています。

虐待及び不適切な支援に当たる行為が発生した場合は、速やかに本市へ報告してください（該当行為の報告・相談を受けた時点で、第一報として報告してください）。判断に迷う事案についても、本市へ御相談いただくようお願いいたします。

【報告・相談が必要な事案の例】

- ・入居者から「●●職員から怖いことを言われた。介助に入ってほしくない。」と相談された職員の報告を受け、当該職員にヒアリングを実施したところ、「介護拒否をされた際に思わず「やめなさい！」と大声で言ってしまった。」との話があり、不適切な発言が事実であると認められた。当該職員が反省していることから、職員への厳重注意のみで対応を終了した。
 - ・ひとり歩きをしてしまう認知症の入居者に対し、施設内で決められた必要な手続きを踏まずに居室の扉を紐で縛り、1時間後に紐を外した。短時間の対応であったため、管理者に報告を行わず、介護記録への記載のみとした。
 - ・「入居者が転倒し骨折した」と介護職員から報告を受け、看護職員が状況を確認したところ、転倒によるものではないと考えられるケガが見つかった。すぐに施設長へ報告し、当日中に施設長から行政に報告の連絡を入れた。施設長が職員ヒアリングなどにより事実確認を行ったところ、直前に排泄介助に入った介護職員が入居者にケガを負わせたという事実が判明した。
 - ・他の職員が虐待している現場を目撃した職員が施設長に報告したが、事実確認などの対応を速やかに行わなかったため、職員に不信感が広がってしまった。
- ※各施設から高齢施設課に寄せられた相談を基にした架空の事例です。

【養介護施設従事者による虐待の通報・相談窓口】

特別養護老人ホーム	045-671-3923	kf-tokuyou@city.yokohama.jp
介護老人保健施設	045-671-3923	kf-rouken@city.yokohama.jp
介護医療院	045-671-3923	kf-kaigoryouyou@city.yokohama.jp
養護老人ホーム	045-671-3923	kf-yougokeihi@city.yokohama.jp
軽費老人ホーム	045-671-3923	kf-yougokeihi@city.yokohama.jp
有料老人ホーム	045-671-4117	kf-yuuryou@city.yokohama.jp
サービス付き高齢者向け住宅	045-671-4117	kf-yuuryou@city.yokohama.jp
認知症対応型共同生活介護	045-671-3461	kf-shidoukansa@city.yokohama.jp
(看護)小規模多機能居宅介護事業所	045-671-3461	kf-shidoukansa@city.yokohama.jp
訪問・通所系サービス	045-671-3461	kf-shidoukansa@city.yokohama.jp

2 施設内における虐待防止に向けた取組

令和3年度に行われた介護保険事業所の指定基準条例改正により、各施設において、定期的な委員会や研修の開催等、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならないものとされています。令和6年3月31日をもって経過期間が終了となりますので、条例に基づいた措置を確実に実施していただくとともに、適切な施設運営のための見直しを改めて行っていただくようお願いします。

なお、虐待の防止のための対策を検討する委員会においては、虐待行為が発生していなくても、日頃の気づきや問題意識について施設全体で共有し不適切な行為につながる状況がないか等話し合う場とし、形骸化することのないように開催していただきますようお願いいたします。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置すること
- ・上記委員会の決定事項等について、従業者に周知徹底をはかること
- ・虐待防止のための指針を定めること
- ・虐待防止のための研修を定期的実施すること
- ・虐待防止のための担当者を置くこと

3 虐待の早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐にわたりますが、その原因を職員個人の問題にせず、組織として課題をとらえ、施設全体で一丸となって取り組むことがとても大切です。

介護の現場で日々尽力する職員が疲弊し燃え尽きることのないよう、日頃の業務の中で感じた悩みや不安について、職員が上司や周囲に相談しやすい風通しの良い関係性を構築するとともに、介護技術を含めた業務全般に対し適切なアドバイスができる体制を整備していただくようお願いします。

また、施設管理者等の施設を管理監督する立場にある者は、職員から高齢者虐待の相談や報告を受けた場合には、適切かつ迅速に面談や職員ヒアリングなどによる事実確認を行い、再発防止に向け組織的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

4 参考・通報者保護に関する規定について

通報者保護に関する下記の規定がありますので通報者保護の参考にしてください。

- (1) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（高齢者虐待防止法第21条第6項）
- (2) 養介護施設従事者等（従事者）は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（高齢者虐待防止法第21条第7項、公益通報者保護法）
- (3) 市町村の職員（本市職員）は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（高齢者虐待防止法第23条）

担当：横浜市健康福祉局 高齢施設課

TEL：045-671-3923

(特養・老健・医療院・養護・軽費)

045-671-4117

(有料・サ高住)

FAX：045-641-6408

担当：横浜市健康福祉局 介護事業指導課

TEL：045-671-3461

(GH・小多機・看多機・訪問通所系)

FAX：045-550-3615